

令和4年度地域包括支援センター事業計画

【基本方針】

「ふるさとらしいサービスの提供とは常にサービスを提供される側の立場や気持ちを考えたサービスを提供することである」

【年間目標】

- ① 地域包括支援ネットワークを充実させ機能を強化するために、各関係機関・団体に働きかける
- ② 個々の高齢者の「自立支援」「介護予防」を目指した介護予防ケアプラン・介護予防ケアマネジメントプランを作成する
- ③ 消費者被害・成年後見制度・高齢者虐待についての広報・啓発活動を行い、消費者被害・高齢者虐待の早期発見に努める。必要に応じて適切に成年後見制度を活用する
- ④ 包括的・継続的なケアマネジメントを実践するため、圏域で活動する介護支援専門員や委託先介護支援専門員のスキルアップに繋がる支援を検討・実践していく
- ⑤ 高齢者の介護予防の促進をはかると共に、地域で住民同士が支えあえる体制づくりを支援する
- ⑥ 法人の「災害時 BCP マニュアル」「感染症対応マニュアル」などに基づき感染症や災害時に備える体制を整える

【実践計画】

- ① 地域包括支援ネットワークを充実させ機能を強化するために、各関係機関・団体に働きかける
 - ・ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、感染予防対策を徹底した上で地域ケア会議を開催する。地域の情報を共有して、地域団体や各関係機関との連携を深め、個別事例検討をツールに地域課題について話し合う機会を持つ
 - ・ 相談受理簿の内容を集計分析し、地域を客観的な視点でみることで包括支援センターの各業務や地域包括ケアシステムの構築に向けて活用できるようにする
 - ・ 4職種で連携し圏域内の高齢者の実態把握をおこない、地域に存在する問題やニーズの発掘を継続する
 - ・ 相談者との信頼関係を構築し、苦情件数0を目指す。安心して相談できる場を設定、相談内容を的確に把握・分類し、課題を明確にしていく
 - ・ 相談内容・緊急度に応じ、制度を活用して的確な情報提供、他機関の紹介を行い、組織的な対応・支援体制で対応する

- ② 個々の高齢者の「自立支援」「介護予防」を目指した介護予防ケアプラン・介護予防ケアマネジメントプランを作成する
- ・適切にアセスメントをおこない、利用者の意向・意欲をふまえた主体性のある目標を設定、働きかけをおこない、心身の機能の維持・向上を図る
 - ・プラン変更時、必ず主治医より意見をもらうよう徹底する
また、高齢者の身体の状態が悪化した場合には主治医と連携し、医師からのアドバイスや意見を取り入れた新たな支援策を検討する
 - ・専門職として資質向上のための勉強会を定期的に行い、事例検討や制度・施策等に関する情報の確認、『個々の高齢者の自立を支援する』ケアマネジメントについて話し合う機会を持つ
 - ・施設外の研修を通して専門性を養いアセスメントを適切におこなえるよう資質の向上に努める
- ③ 消費者被害・成年後見制度・高齢者虐待についての広報・啓発活動を行い、消費者被害・高齢者虐待の早期発見に努める。必要に応じてすみやかに成年後見制度につなぐ
- ・新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底した上でふれあいのまちづくり協議会・給食会、地域のカフェなどの地域の集まりを活用し、チラシをツールに注意喚起を行う。圏域内の消費者被害については迅速にチラシを作成し、被害の内容や相談窓口を知ってもらうために地域の方々に情報提供する
 - ・新型コロナウイルスの感染状況を注視し、開催可能レベルであれば、感染予防対策を徹底した上で、ふれあいのまちづくり協議会や小地域支え合い連絡会、給食会等において地域の方に高齢者虐待を身近なものとして捉えて貰うために、リーフレット等を活用し気づきを促す。些細なことでも早期にあんしんすこやかセンターへ連絡していただけるよう相談窓口の周知を図る
 - ・圏域内の通所介護事業所、訪問介護事業所に虐待のリーフレットを配布し、知識習得や通報窓口としてのあんしんすこやかセンターを知ってもらい早期発見・介入に繋げる
 - ・圏域内の医院へリーフレット「医療関係者の皆様へ」を訪問により配布。センターが高齢者虐待の通報窓口であることを周知してもらう
 - ・日常生活自立支援事業・成年後見制度について小地域支え合い連絡会で講師の先生を招いて民生委員に対し制度内容について説明し、知識を高め地域住民の相談に役立てられるように支援をする。日常生活自立支援事業・成年後見制度が必要な方に対して、関係機関との連携を速やかに行い、制度につなげる
- ④ 包括的・継続的なケアマネジメントを実践するため、圏域で活動する介護支援専門員や委託先介護支援専門員のスキルアップに繋がる支援を検討・

実践していく

- ・介護支援専門員からの個別ケース相談は、自ら解決方法を導き出せるようケースの経過を確認し進めていき、必要に応じ同行訪問を行っていく。支援困難事例はセンター内4職種で検討し方向性を定めていく。センターだけでは解決が難しい事案については、行政をはじめ各関係機関と連携し、円滑な関係性を早期に構築できるようにすすめていく
 - ・コロナ禍の中で感染対策を確認しながら、圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を中心とした地域ケアマネジャーの集いを開催する。集まりが難しい場合においては、適宜情報提供や情報交換等、介護支援専門員のスキルアップに資するものを行う
 - ・事例検討会を年に1回は開催する。様々な角度から事例を振り返り・意見交換することで対応力の向上につなげていく。また、事例検討会や個別地域ケア会議を通して、個別の課題解決のみならず、地域課題を意識してもらえよう働きかける
- ⑤ 高齢者の介護予防の促進を図ると共に、地域で住民同士が支えあえる体制づくりを支援する
- ・コロナ禍の中で活動の有無を確認しつつ、把握した情報を整理し、活用出来るようセンターで共有する。地域で暮らす高齢者へ適切な情報提供を行い、介護予防や住民相互で見守り、支え合える地域作りにつなげる
 - ・ふれまちや、民児協、自治会等の各団体とこれまでの関係性の継続に努め、新たに生じる地域課題について、必要に応じて話し合いの場をもつ
 - ・キッズサポーター養成講座に関しては毎年開催している乙木小学校に継続して開催できるよう働きかける。また、各地域・商店へ新たに認知症サポーター養成講座開催の打診をしていく。認知症声かけ訓練に関しては、毎年開催している東垂水ふれまちも含め、その他の地域でも開催を積極的に打診していく
 - ・民生委員との個別の相談や小地域支え合い連絡会の開催により連携を図り見守り活動についての意見交換や情報提供を行う
 - ・福田エリアで新たに開始された地域活動に対し、必要に応じて活動への困りごとを聞き取り、解決策の話し合いを行なう
- ⑥ 法人の「災害時 BCP マニュアル」「感染症対応マニュアル」や神戸市の指示に基づき感染症や災害時に備える体制を整える
- ・安否確認システム（LINE ワークス）にて職員の被災状況・安否、出勤の可否を確認する
 - ・地域のケアマネジャー、民生委員などから利用者の被災状況などの情報収集を行う
 - ・近隣住民事業所が被災し困難な状況に遭遇している際には、可能な範囲で援助、支援活動を実施する

【相談エリア】

＜圏域No.3＞

青山台、東垂水町（中、西）、塩屋町6丁目、美山台、乙木、王居殿、城が山、泉が丘、東垂水1・3丁目、山手8丁目

＜圏域No.5＞

東垂水2丁目、山手2～7丁目、大町、高丸3・4丁目、野田通、馬場通、瑞穂通、清水通、御霊町、中道2～6丁目、坂上2～5丁目、川原2～4丁目、福田向陽

【令和4年度の予防支援数・介護予防ケアマネジメント数の見込み】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
人数	650	650	650	650	640	630	640	650	640	640	640	650

【基本姿勢】

- ・神戸市からの委託業務としての意識を持ち、社会常識を守り行動をする
- ・法人の一員としての意識を持ち、運営活動に積極的に参加、協力する
- ・正しく丁寧な言葉遣いを励行し、真摯に対応する
- ・緊急時は他部署との連携を強化する

【経費削減】

- ・正式文書や外部への文書以外は、裏紙を再利用して印刷する
- ・エアコンや照明は、小まめに切るよう心掛ける
- ・最後に退社する職員は、エアコン他電化製品の電源の消し忘れがないかをチェックする